



●火災保険の対象となるもの

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。THE すまいの保険では、建物のみ、建物と家財からお選びいただけます。

建物を
補償



家財も
補償



建物と家財 建物のみ が選べます。

さらに+ 地震保険で

地震にも対応



原則セットされます。



家財の補償もお忘れなく！

建物と家財それぞれに
火災保険をかけた場合

建物



補償されます。

家財



補償されます。

建物だけに
火災保険をかけた場合



補償されます。



補償されません。

自然災害をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらない
リスクまで大切な建物・家財を幅広くお守りします。

「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて2つの契約プランをご用意しました。

補償内容	火災	風災、雹災、 雪災	水災	建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突など	不測かつ 突発的な事故 (破損・汚損 など)	自己 負担額
火災						
落雷						
破裂・爆発						
漏れなどによる 水濡れ						
騒擾・集団 行動等に伴う暴力 行為						
盗難による 盗取・損傷・ 汚損						
選べる 契約プラン						
補償充実 プラン	○	○	○	○	○	0 円
水災補償 なし プラン	○	○	補償 されません	○	○	1 万円

「費用保険金」補償内容

臨時費用
保険金



火災、落雷、
破裂・爆発
による
損害保険金
にプラスして
お支払い
します。

全プラン共通で
自動的にセット

地震火災費用
保険金(注1)



凍結水道管修理
費用保険金(注2)



臨時費用
保険金なし

損害保険金
×10%
(100万円または
保険金額
×10%の
いずれか
低い額限度)

損害防止費用(注3)



自己負担額0円、1万円を選択した場合のご注意 赤枠内の補償の自己負担額は、選択した自己負担額に関わらず5万円となります。

※保険の対象を建物に含む契約において、建物の築年数が30年以上または築年数不明の場合には、風災、雹災、雪災の事故の自己負担額も、選択した自己負担額に関わらず5万円となります。

(注1) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合に、保険金額の5%をお支払いします。

(注2) 建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用(実費)をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用を除きます。)保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。(1回の事故につき1敷地内ごとに10万円が限度。)

(注3) 火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な消火活動による費用を支出した場合に、その費用について実費をお支払いします。



「地震保険」の
補償内容



THE すまいの保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震 地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

※ 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造等により異なります。

THE すまいの
保険には原則
セットされます。
(ご希望により
外すこともでき
ます。)

家財とセットでご契約いただく方へ

建物に家財をセットして保険期間5年でご契約いただくと、家財の保険料が割安になります！(注1)(注2)

(注1)地震保険は割引の対象外です。

(注2)保険期間5年のご契約に「安心更新サポート特約」をセットした場合に建物・家財セット割引が適用されます。

建物・家財
セット割引



保険料が割引



主なオプションの内容（THE すまいの保険にセットできる主な特約）



個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。



類焼損害特約

お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償する特約です。



建物電氣的・機械的的事故特約

保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的の事故により損害が生じた場合に補償します。

自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じです。



建てかえ費用特約

住宅に70%以上の損害が発生した場合に、新築に建てかえることができる特約を新設しました。建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が自動セットされます。

安心更新サポート特約

<継続漏れの心配がありません！>

所定の条件を充足する保険期間が5年間のご契約には、安心更新サポート特約が自動セットされます。この特約には補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がありますので、通知締切日までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容で自動的にご契約を更新することがあります。詳細につきましては、パンフレットをご参照ください。

主なサービスの内容

すまいとくらのアシスタントダイヤル <THE すまいの保険にご加入いただくと無料で使えます!>

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。詳細につきましては、ご契約のしおり記載の「すまいとくらのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

※ 総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

※ 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者によるサービス提供であり、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。

※ 相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

【保険期間および補償の開始・終了時期】

■保険期間: 2年～5年 ■補償の開始: 保険期間の初日の午後4時から(これと異なる時刻が保険契約申込書等に記載されている場合は、その時刻)

■補償の終了: 保険期間末日の午後4時まで

- このチラシは「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)および地震保険」の概要を説明したものです。
 - 金融機関集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。
 - 「THE すまいの保険」は損害保険であり預金等ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金の支払い対象とはなりません。(元本の保証はありません。)
 - この保険商品のお申込みの有無が、金融機関とのその他のお取引に影響を及ぼすことはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、火災保険等にご加入いただくことは融資の条件ではありません。
- ※他商品との比較をされる場合には、補償内容全般を考慮していただく必要がありますのでご注意ください。
- ※詳しい補償内容等については必ず「重要事項等説明書」をお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、損保ジャパン公式ウェブサイト<https://www.sompo-japan.co.jp/>でご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンにご請求ください。

幹事引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

茨城支店 法人支社

〒310-0021 水戸市南町2-6-13 損保ジャパン水戸ビル4F

Tel: 029-231-8043

〈受付時間〉平日: 午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

〈公式ウェブサイト〉<https://www.sompo-japan.co.jp/>

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

お問い合わせ先

●幹事代理店

常陽トータルサービス株式会社

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル6階

TEL 029-231-2031(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

●非幹事代理店

株式会社常陽銀行